

## 被保険者各位

近畿電子産業健康保険組合  
理事長 岡 本 弘

## 保険料率の改定について（お知らせ）

健康保険組合の財政状況は、平成 21 年度から続く被保険者数の減少並びに景気低迷による報酬の減少によりまして、保険料収入が大幅に減少する一方、高齢者医療支援金・納付金等の支出増加により、収支が逼迫している状況が続いております。

去る平成 23 年 2 月 10 日の組合会にて、現行の健康保険料率 80%を平成 23 年 3 月分（任意継続被保険者は平成 23 年 4 月分）から 90%に改定することが決定しましたのでお知らせいたします。

また、介護保険については、剰余額を積立てしてきた準備金を活用し 11%の介護保険料率を維持してまいりましたが、介護納付金の増加により平成 23 年度は 15%に改定いたします。

誠に心苦しいお願いではございますがなにとぞご理解を賜りますようお願いいたします。今後もさらに歳出削減努力を行い、限られた保健事業予算の中、特に疾病予防事業に注力してまいります。

ご不明な点は健康保険組合までお問い合わせください。Tel06-6211-8866

記

## 1. 保険料率について

		平成 23 年 2 月分まで	平成 23 年 3 月分から (平成 23 年 5 月 2 日納付期限)	使 途
健康 保険 料 率	一般 保 険 料 率	40.1 1000	43.6 1000	当健康保険組合加入者の医療給付等に充てる保険料
	特定 保 険 料 率	38.7 1000	45.1 1000	高齢者の医療を支える費用に充てる保険料
	調整 保 険 料 率	1.2 1000	1.3 1000	全国の健康保険組合間の共同事業に充てる保険料
介護 保 険 料 率		11.0 1000	15.0 1000	介護保険第 2 号被保険者（40～64 歳）分の保険料

## 2. 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限額について

任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、毎年度前年の 9 月 30 日現在における全被保険者の標準報酬月額を基に決定することとなっています。

当健康保険組合全被保険者の平均標準報酬月額は、平成 22 年 9 月 30 日現在で **340 千円** となり前年度と変更がありません。なお、この標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額が 360 千円以上の方に適用されるものであり、退職時の標準報酬月額が 340 千円以下の方につきましては退職時の標準報酬月額がそのまま適用されます。

### 3. 健康保険組合の財政の概況と平成 23 年度の健康保険料率について

#### ① 平成 21 年度までの財政状況

平成 19 年度までは収支が黒字で剰余金を別途積立金として積立をし、平成 19 年度末には積立額が 129 億円に達しました。しかし、新しい高齢者医療制度が開始された平成 20 年度は 16 億円の赤字、平成 21 年度は約 36 億円の赤字となりましたが、別途積立金の繰入れにより保険料率を改定せず運営してまいりました。

#### ② 平成 22 年度決算見込み

被保険者数は年度当初から大規模事業所の経営統合による脱退の影響を受け減少するとともに、景気低迷により標準報酬月額、総標準賞与額も減少するため、保険料収入は保険料率を改定したものの 2 年連続減少し、199 億円となる見込みです。その他に国の高齢者医療運営円滑化等補助金約 6 億 3000 万円の交付を受けました。支出では、保険給付費は予算額より 2 億円少ない 108 億円と見込まれ、高齢者医療支援金・納付金はその計算方法に総報酬制を一部導入した影響で予算額より 1 億円少ない 118 億円となります。準備金の法定額を満たすため別途積立金から準備金に約 10 億円の保有替えを行いました。その結果、別途積立金は、30 億円強の繰入れと合わせて、ほぼ予算通り約 41 億円を使用する見込みです。

#### ③ 平成 23 年度予算策定の前提状況

算定基礎数値としましては、前年度の取得喪失の状況や新卒者の採用抑制傾向などから被保険者数は 51,500 名、景気状況から標準報酬月額は前年度並みの 334,700 円、総標準賞与額は約 409 億円と見込んでおります。なお、健康保険組合間の高額医療費の共同負担事業等に充てられる調整保険料率が 1.3%に改定されました。

平成 22 年度予算における全健康保険組合の赤字総額は過去最悪の 6,605 億円となっており、9 割近くの健康保険組合が赤字を計上しています。平成 22 年度予算における近畿総合健康保険組合の平均保険料率は、85.03%となっております。

協会けんぽは平成 23 年度の全国平均保険料率を現在の 93.4%から 95%に引き上げることになりました。

#### ④ 平成 23 年度 健康保険料率について

平成 22 年度収支を単年度黒字化するには 90%を超える健康保険料率が必要でしたが、激変緩和のため別途積立金を繰入れし 80%に改定しました。これにより別途積立金残高は約 37 億円となります。

健康保険組合の財政を圧迫する高齢者医療制度の改革の行方は政治状況の混迷が深まる中、先行きが見えず、平成 22 年度に交付を受けた国の高齢者医療運営円滑化等補助金事業も行政刷新会議の事業仕分けによる支給基準見直しの指示を受け現在のところ未定のため予算算入には至っておりません。

景気低迷により、被保険者数、標準報酬月額、賞与額ともに減少するなか、増加する保険給付費、高齢者納付金、特定健診・特定保健指導費をまかなうためには 94%程度の保険料率が必要ですが、平成 23 年度は、別途積立金の繰り入れを約 14 億円とし、健康保険料率を 90%とさせていただきたいと存じます。

### 4. 平成 23 年度の介護保険料率について

介護保険料は、毎年度、健康保険組合ごとに納付すべき介護納付金をまかなえるだけの保険料率を設定することとされており、健康保険組合は保険料徴収機関の役割を担っております。平成 20 年度までは剰余金を準備金として積み立てており平成 21、22 年度はこの準備金を取り崩して介護保険料率 11%を維持してきましたが、平成 22 年度末残高は法定準備金の積立額を下回る見込みです。平成 23 年度の介護納付金は約 18 億円と予定されております。当健康保険組合の介護保険第 2 号被保険者である 40 歳以上 65 歳未満の被保険者数 21,600 人、平均標準報酬月額 408,500 円、総標準賞与額 221 億 3,000 万円と見込んでおります。これらにより単年度収支の均衡を図るため介護保険料率を 15%とさせていただきたいと存じます。

\* 別途積立金・・・健康保険組合が独自に年度決算後の剰余金を積み立てておくお金

\* 準備金・・・・・・保険給付費・高齢者医療支援金・納付金等の支払いに充てるため、その支払額の 3 ヶ月分相当額を法律に定められて積み立てておくお金